

岩手県告示第116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の名称及び主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年2月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

居宅介護事業者				居宅介護事業所		変更年月日
名 称		主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
変更前	変更後	変更前	変更後			
有限会社 さ んぺい薬局	有限会社 プ ラス	盛岡市大館町26番 2号	岩手郡滝沢村滝沢 字穴口183番地1	プラス薬局	岩手郡滝沢村滝 沢字穴口183番 地1アリゼS	平成18年9月1日

2 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者				介護予防事業所		変更年月日
名 称		主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
変更前	変更後	変更前	変更後			
有限会社 さ んぺい薬局	有限会社 プ ラス	盛岡市大館町26番 2号	岩手郡滝沢村滝沢 字穴口183番地1	プラス薬局	岩手郡滝沢村滝 沢字穴口183番 地1アリゼS	平成18年9月1日